

## 奈良佐保短期大学、奈良県立榛生昇陽高等学校及び 奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書（案）

### （目的）

第1条 この協定は、奈良佐保短期大学（以下「大学」という。）、奈良県立榛生昇陽高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、保育分野において地域社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力の内容）

第2条 大学、高校及び教育委員会（以下「協定締結者」という）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）大学が高校の生徒（以下「生徒」という。）に対して実施する保育分野に係る講義、実習その他教育活動に関すること。
- （2）保育分野の学習に意欲的な生徒の大学への優先的推薦
- （3）その他協定締結者が必要と認める事項

### （施設設備等の利用）

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、業務に支障のない限り、大学及び高校それぞれの有する施設設備等の利用を妨げない。

### （経費）

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

### （守秘義務）

第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

### （弁済）

第6条 高校は、高校又は生徒本人の故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その弁済の責を負わなければならないものとする。

### （有効期間等）

第7条 この協定は、協定書締結日から発効し、2024年3月31日までを期間とする。

2 この協定で定める事項については、2022年4月1日から2024年3月31日までの間、協定締結者に加え、高校と奈良県立大宇陀高等学校の統合により開校する奈良県立大宇陀高等学校にも適用されるものとする。

3 この協定書の有効期間満了日が属する年度の12月末日までに協定締結者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様に取扱うものとする。なお、2024年4月1日以降の更新においては、高校を「奈良県立大宇陀高等学校」に読み替えるものとする。

### （その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

奈良市鹿野園町 806  
奈良佐保短期大学

学 長

(馬越 かよ子)

印

奈良県宇陀市榛原下井足 210  
奈良県立榛生昇陽高等学校

校 長

(田淵 泰央)

印

奈良県奈良市登大路町 3 0  
奈良県教育委員会

教育長

(吉田 育弘)

印